

資料1-2

小型機船底びき網漁業（手縄第1種漁業機船手縄網漁業）許認可方針（但馬海区）

(案)

令和 年 月 日制定

本県但馬海区における小型機船底びき網漁業のうち、手縄第1種漁業機船手縄網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 手縄第1種漁業（機船手縄網漁業）とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数)

第2 船舶の総トン数は10トン以上15トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(推進機関の馬力数)

第4 定めなしとする。

(操業区域)

第5 兵庫県日本海海面とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、前項の規定に関わらず同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(漁業時期)

第6 9月1日から翌年5月31日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者とする。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

条件

漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林省令第81号）第23条の規定により沖合底びき網漁業の操業が禁止されている海域で操業してはならない。

第3章 許認可の優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうする者。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 3年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、第5の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

教示事項

- (1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をするこ

と、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

小型機船底びき網漁業（手縄第2種漁業自家用餌料びき網漁業）許認可方針
(但馬海区) (案)

令和 年 月 日制定

本県但馬海区における小型機船底びき網漁業のうち、手縄第2種漁業自家用餌料びき網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 手縄第2種漁業（自家用餌料びき網漁業）とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数)

第2 船舶の総トン数は10トン未満のものでなければならない。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(推進機関の馬力数)

第4 定めなしとする。

(操業区域)

第5 別表左欄に掲げる地区ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(漁業時期)

第6 3月1日から12月31日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 別表左欄に掲げる地区ごとに各欄に掲げるとおりとする。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

条件
(1) 漁獲物の種類は餌料用えびに限る。
(2) 漁獲物は他に売却してはならない。

第3章 許認可の優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうする者。
 - (6) 優先順位6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 3年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、第5の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

教示事項

- (1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求すること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

別表

地区	操業区域	漁業を営む者の資格
但馬	豊岡市及び美方郡香美町の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）又は香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者。
浜坂	美方郡新温泉町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者。

敷網漁業（かわはぎ網漁業）許認可方針（但馬海区）（案）

令和 年 月 日制定

本県但馬海区における敷網漁業のうち、かわはぎ網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 かわはぎ網漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数)

第2 船舶の総トン数は10トン未満のものでなければならない。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(推進機関の馬力数)

第4 定めなしとする。

(操業区域)

第5 兵庫県日本海海面とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。

(漁業時期)

第6 1月1日から12月31日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 漁業を営む者の資格は、次に掲げる各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者。
- (2) 但馬海区において、第2種共同漁業権に基づきかわはぎ網漁業を営む資格を有する者。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

条件
(1) 使用するかわはぎ網の数は2個以内とする。
(2) 使用するかわはぎ網の直径は2メートル以内とする。
(3) 集魚灯を使用してはならない。

第3章 許認可の優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうする者。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 3年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項
この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができま

す。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

せん漁業（大型雑魚かご漁業）許認可方針（但馬海区）（案）

令和 年 月 日制定

本県但馬海区におけるせん漁業のうち、大型雑魚かご漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 大型雑魚かご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は10トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 別表左欄に掲げる地区につき、各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業時期）

第6 漁業時期は、3月1日から11月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 別表左欄に掲げる地区につき、各欄に掲げるとおりとする。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次表のとおりの条件を付する。

条件
(1) 水深50メートル以深の海域では操業してはならない。
(2) 使用するかごの数は15個以内とする。
(3) かごに使用する網の内径は6センチメートル以上でなければならない。
(4) 餌を使用してはならない。
(5) かごの規格は、縦120センチメートル以上140センチメートル以下、横120

センチメートル以上 140 センチメートル以下、高さ 60 センチメートル以上 70 センチメートル以下の角形のものとする。

第3章 許認可の優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であつて、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうする者。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 3年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項

- (1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (2) この処分について不服がある場合には、①この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起するこ

とができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

別表1

地区	操業区域	漁業を営む者の資格
津居山	豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
竹野	豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡竹野町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
柴山	美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
香住	美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と同郡同町同区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
鎧	美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と同郡同町同区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

余部	美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦 1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎 493番地との界から真方位 353度40分を見通した線と最大 高潮時海岸線における美方郡香 美町と同郡新温泉町の界から真 方位353度40分を見通した線 の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録 を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平 成17年3月31日以前に登録された船舶に あっては城崎郡香住町）の船舶に限る）を 使用する者で、操業区域に含まれる共同漁 業権の行使権を有する者又は当該漁業権者 から同意を得た者。
三尾	美方郡香美町香住区余部字御崎 ヲトシ通り岩北端から真方位 353度40分を見通した線と、同 郡新温泉町芦屋地先東矢城東端 から真方位353度40分を見通 した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録 を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町 （平成17年9月30日以前に登録された船 舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限 る）を使用する者で操業区域に含まれる共 同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業 権者から同意を得た者。
浜坂 芦屋	最大高潮時海岸線における美方 郡香美町と同郡新温泉町の界か ら真方位353度40分を見通し た線と、同郡新温泉町芦屋地先 ウラ門崎突端から真方位353度 40分を見通した線の間の兵庫県 海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録 を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町 （平成17年9月30日以前に登録された船 舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限 る）を使用する者で操業区域に含まれる共 同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業 権者から同意を得た者。
諸寄 釜屋	美方郡新温泉町昔屋地先東矢城 東端から真方位353度40分を見 通した線と、最大高潮時海岸 線における同郡同町釜屋居組界 から真方位333度40分を見通 した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録 を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町 （平成17年9月30日以前に登録された船 舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限 る）を使用する者で操業区域に含まれる共 同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業 権者から同意を得た者。
居組	最大高潮時海岸線における美方 郡新温泉町釜屋居組界から真方 位333度40分を見通した線以 西の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録 を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町 （平成17年9月30日以前に登録された船 舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限 る）を使用する者で操業区域に含まれる共 同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業 権者から同意を得た者。

小型いか釣り漁業（県内船）許認可方針（但馬海区）（案）

令和 年 月 日制定

本県但馬海区における小型いか釣り漁業のうち、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 漁業種類は小型いか釣り漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数)

第2 船舶の総トン数は、別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(推進機関の馬力数)

第4 定めなしとする。

(操業区域)

第5 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

(漁業時期)

第6 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 漁業を営む者の資格は、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年4月1日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者とする。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 次表の左欄に掲げる区分において、使用漁具、漁法等につきそれぞれ右欄に掲げる条件を付する。

区分	条件
別表1に掲げる区分1	(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 集魚に利用する光力の制限は別表2のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。
別表1に掲げる区分2	(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7の規定による資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、許可の有効期限の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従来の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - (2) 優先順位2位 国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (3) 優先順位3位 当該漁業の従事者で、当該漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (4) 優先順位4位 当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
 - (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
 - (6) 優先順位6位 前各号以外の者
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 次表の左欄に掲げる区分において、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
別表1に掲げる区分1	3年
別表1に掲げる区分2	1年

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項
(1) 地域で決定された自主規制措置を遵守しなければならない。
(2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
(3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求すること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

別表1

区分	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数
1 兵庫県 10トン 未満船	兵庫県日本海海面	1月1日から12月31日まで	5トン以上10 トン未満
2 兵庫県 10トン 以上船	北緯36度線以北 の兵庫県日本海海 面	北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域においては、5月1日から翌年2月末日まで それ以外の海域においては、1月1日から12月31日まで	10トン以上30 トン未満

別表2

(集魚に使用する光力の制限)

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる 集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の 線(東経134度31. 04分の線)以西の兵庫 県日本海海面	東経134度31.04分、水深10 0メートルの点と、鳥取県と兵庫県と の境界正北、距岸3,500メートル の点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日 までの間は6個
	東経134度31.04分、水深10 0メートルの点と、鳥取県と兵庫県と の境界正北、距岸3,500メートル の点とを結んだ線から、漁業の許可及 び取締り等に関する省令(令和2年農 林水産省令第81号)第23条の規定に よりいか釣り漁業の操業が禁止され ている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の 線(東経134度31. 04分の線)以東の兵庫 県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200 メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可 及び取締り等に関する省令(令和2年農 林水産省令第81号)第23条の規定 によりいか釣り漁業の操業が禁止さ れている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

(様式第1号)



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

小型いか釣り漁業（県外船）許認可方針（但馬海区）（案）

令和 年 月 日制定

本県但馬海区における小型いか釣り漁業のうち、本県以外の都道府県知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 漁業種類は、小型いか釣り漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は、別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

第3 船舶等の数または漁業者の数は、漁業調整規則第12条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業時期）

第6 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 漁業を営む者の資格は別表1の左欄に掲げる地区ごとに、各欄のとおりとする。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 次表の左欄に掲げる区分において、使用漁具、漁法等につきそれぞれ右欄に掲げる条件を付する。

区分	条件
別表1に掲	(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示す

げる区分1	<p>るとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 集魚に使用する光力の制限は別表2のとおりとする。</p> <p>(3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。</p>
別表1に掲げる区分2	<p>(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第81号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。</p> <p>(3) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(　　) 港 (　　) 港</p>
別表1に掲げる区分3	<p>(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(　　) 港 (　　) 港</p>

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7の規定による資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、許可の有効期限の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従来の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 当該漁業の従事者で、当該漁業者として自立を図ろうとする個人

人。

(4) 優先順位 4 位 当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

(5) 優先順位 5 位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。

(6) 優先順位 6 位 前各号以外の者

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第 11 条第 6 項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第 10 許可の有効期間は 1 年とする。

(教示事項)

第 11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項

- (1) 地域で決定された自主規制措置を遵守しなければならない。
- (2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 年 月 日から適用する。

別表1

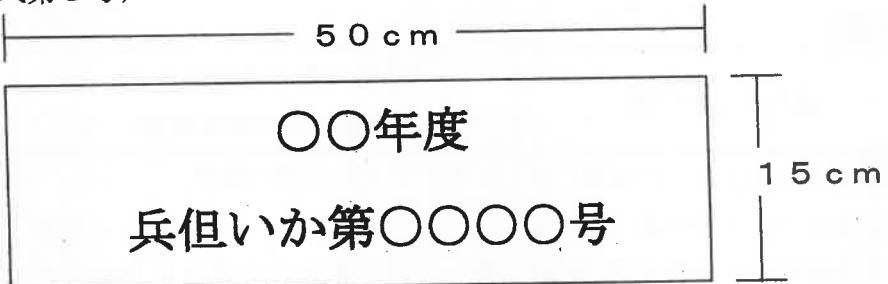
区分	操業区域	漁業時期	総トン数	漁業を営む者の資格
1 鳥取県 島根県 京都府 10トン 未満船	兵庫県日本海海面	5月1日から4月30日まで	5トン以上 10トン未満	鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
2 鳥取県 島根県 京都府 10トン 以上船	北緯36度線以北の兵庫県日本海海面	5月1日から2月末日まで	10トン以上 30トン未満	鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者 (陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)
3 上記以外	漁業の許可及び取締り等に関する省令(令和2年農林水産省令第81号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面	5月1日から2月末日まで	5トン以上 30トン未満	兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者 (陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

別表2

(集魚に使用する光力の制限)

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる 集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は 6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(令和2年農林水産省令第81号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令(令和2年農林水産省令第81号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

(様式第1号)



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

(様式第2号)

